

2021 年 4 月 7 日

吸収分割に係る事後備置書類

東京地品川区西品川一丁目 1 番 1 号
住友不動産大崎ガーデンタワー
株式会社セガグループ
代表取締役社長 里見 治紀

東京地品川区西品川一丁目 1 番 1 号
住友不動産大崎ガーデンタワー
セガサミーホールディングス株式会社
代表取締役社長 里見 治紀

株式会社セガグループ（以下「分割会社」といいます。）とセガサミーホールディングス株式会社（以下「承継会社」といいます。）との間で、2021 年 1 月 29 日付吸収分割契約に基づき、2021 年 4 月 1 日を効力発生日として行われた、承継会社が、分割会社の管理部門等に関する権利義務を承継する吸収分割（以下「本件吸収分割」といいます。）に関し、会社法第 791 条第 1 項第 1 号及び会社法施行規則第 189 条各号に定める事項は、下記のとおりです。

1. 本件吸収分割が効力を生じた日（会社法施行規則第 189 条第 1 号）

2021 年 4 月 1 日

2. 分割会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条、及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 2 号）

（1）反対株主の差止請求手続について（会社法第 784 条の 2）

株主から、会社法第 784 条の 2 の規定による差止請求はありませんでした。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 785 条）

本吸収分割は、分割会社について会社法第 784 条第 1 項本文に規定する場合（略式会社分割）に該当し、分割会社の株主はその特別支配会社である承継会社のみであるため、本手続に関して該当事項はありません。

（3）新株予約権買取請求手続について（会社法第 787 条）

分割会社は、会社法第 787 条第 1 項第 2 号に定める新株予約権を発行していないため、同条の規定による手続は行っておりません。

（4）債権者異議手続について（会社法第 789 条）

分割会社は、会社法第 789 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2021 年 2 月

15 日付の官報および電子公告において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

3. 承継会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条、及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 189 条第 3 号）

（1）反対株主の差止請求について（会社法第 796 条の 2）

承継会社においては、本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、該当事項はありません。

（2）反対株主の株式買取請求手続について（会社法第 797 条）

承継会社においては、本件吸収分割は、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づく簡易分割であるため、承継会社の株主による株式の買取請求はありません。

（3）債権者異議手続について（会社法第 799 条）

承継会社は、会社法第 799 条第 2 項および第 3 項の規定に従い、2021 年 2 月 15 日付の官報および電子公告において、債権者に対し本件吸収分割に対する異議申述の公告を行いましたが、申述期限までに同条第 1 項の規定による異議申述を行った債権者はいませんでした。

4. 本件吸収分割により承継した重要な権利義務（会社法施行規則第 189 条第 4 号）

承継会社は、本件吸収分割の効力発生日をもって、本件吸収分割に基づき、分割会社の管理部門等に関する権利義務を承継しました。なお、承継会社が、分割会社から承継した資産および負債の概算額はそれぞれ以下のとおりです。

承継資産の額：金 372,034,359 円

承継負債の額：金 0 円

5. 本件吸収分割に係る変更登記をした日（会社法施行規則第 189 条第 5 号）

2021 年 4 月 6 日

6. その他本件吸収分割に関する重要な事項（会社法施行規則第 189 条第 6 号）

該当事項はありません。

以上